

地域コミュニティの活性化に向けたこれまでの取組

近年、住民相互のつながりが希薄化し、自治会組織の加入率も低下傾向にあると言われている中、平成20年度から、地域コミュニティを活性化する方策について、懇話会等の御意見をうかがいながら検討を行ってきた。

平成23年11月には、地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」を制定し、平成24年4月から施行することとしている。

今後は、条例に基づく計画について、審議会の御意見をうかがいながら策定していく。

1 これまでの取組

- 平成20年11月 「京都市地域コミュニティ活性化に関する懇話会」設置
地域コミュニティの現状と課題、活性化に向けた地域組織・行政組織のあり方、条例の必要性などについて検討のうえ、提言いただいた。
- 平成22年 8月 「京都市地域コミュニティ活性化検討委員会」設置
地域コミュニティの活性化に資する条例に盛り込むべき内容について検討のうえ、提言をいただいた。
- 平成23年 7月 条例骨子案に対する市民意見募集
検討委員会からの提言をもとに条例の骨子案を作成し、5週間にわたって市民意見を募集した。
- 平成23年 9月 「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」を市会に提案
市民意見を反映し、地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進することを目的とした条例案を市会に提案した。
- 平成23年11月 「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」制定・公布
市会において条例案が可決され、公布した。
- 平成24年 4月 「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」施行（予定）

2 今後の取組

条例の周知を図る一方、審議会の御意見をうかがいながら推進計画を策定し、地域コミュニティの活性化を具体的に推進する事業に取り組んでいく。